

高岡地区広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年3月29日条例第1号

改正 平成27年3月26日条例第1号

改正 平成28年10月28日条例第1号

改正 令和2年2月26日条例第2号

改正 令和5年3月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会の報告)

第2条 公平委員会は、毎年7月末日までに、理事長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第3条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期及び事項)

第4条 理事長は、毎年9月末日までに、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項の概要及び第2条の規定による報告を公表しなければならない。

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

(2) 職員の人事評価の状況

(3) 職員の給与の状況

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(5) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(6) 職員の服務の状況

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(公表の方法)

第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 高岡地区広域圏事務組合公告式条例（平成5年高岡地区広域圏事務組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(細則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第1号）（抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月26日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日条例第2号）抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。